

古代天文史料(星辰信仰古記録)データベースから—六国史を中心に—

永島朋子(専修大学文学部兼任講師)

本日の報告内容

はじめに

1. 「古代天文史料(星辰信仰古記録)データベース」について
(1) データベースの概要、(2) データベースの進捗について
2. データベース作成からの“気づき(ごく個人的な発見)”について

…データベースを作成しながら感じた疑問や六国史から見た変化の様相

※六国史: 神代から仁和3年(887)までの漢文で書かれた編年体の史料。奈良・平安時代に編纂された官撰の歴史書。『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『文徳天皇実録』『日本三代実録』の6つの書目。『日本文徳実録』『日本三代実録』は記事が詳細で正確と考えられている。六国史以後も史局が置かれ、国史の編纂が計画されるも完成せず。

⑥	⑤	④	③	②	①	
日本三代実録 (二代実録)	天皇実録 (文徳実録)	日本文徳 (続日本紀)	日本後紀 (後紀)	続日本紀 (続日本紀)	日本書紀 (日本紀)	書名
証書元年 (九〇一)	元慶三年 (八七九)	貞観二年 (八六九)	承和七年 (八四〇)	延暦十六年 (七九七)	養老四年 (七二〇)	成立・巻数
光孝天皇	清和・陽成・ 光孝天皇	文徳天皇一代 九年間	淳和天皇 淳和天皇	文徳天皇 桓武天皇	神代 持統天皇	記述年代

奈良時代初めから平安時代前期に編纂された、「日本書紀」をはじめとする六つの勅撰の歴史書。いずれも漢文で書かれ、編年体でまとめられている。



↑『新訂国語図説』六訂版、井筒雅風・内田満・樺島忠夫共編、京都書房、2022年

3. 古代天文史料(星辰信仰古記録)データベースと文献史料の“架橋”について

…星辰信仰の裏側にあるもの、もしくは星辰信仰の基底になりそうな制度的な問題の整理
おわりに 今後の課題など

はじめに

○所属…専修大学文学部兼任講師、専門は日本古代史。

○研究テーマ…日本古代の花の装飾(身体装飾)と身分標識・身分表象について。

1. 「古代天文史料(星辰信仰古記録)データベース」について

(1) データベースの概要

目的…「古代天文史料(星辰信仰古記録)データベース」の構築。

作業…文献史料から天文関係史料の抽出整理。

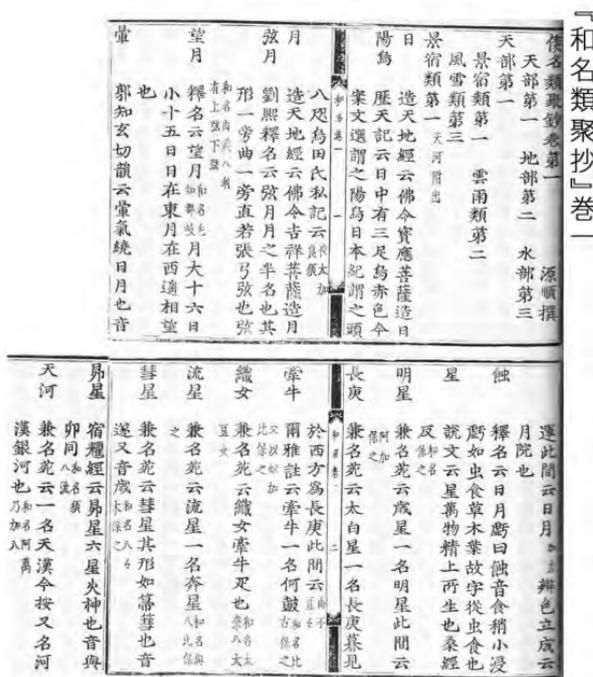
- * 10 世紀に成立した古辞書『倭名類聚抄』巻第一、天部第一、景宿類に見られる項目(日、陽鳥、月、弦月、望月、暈、蝕、星、明星、長庚、牽牛、織女、流星、彗星、昴星、天河)を中心に整理。
- * 『和名抄』は 20 巻本系統の元和古活字本(京都大学文学部国語学国文学研究室編『諸本集成倭名類聚抄』本文篇、1968 年)を使用。
- * 元和古活字本は、元和 3 年(1617 年)、後水尾天皇、将軍徳川秀忠)に、那波道円(なわとうえん、江戸時代前期の儒学者)が「詳本」(元和古活字本にある林羅山(1583-1657)の序)をもとに、諸書から訂正、脱落などを補うなどして翻刻(那波道円の凡例)、出版されたもの。

* 『倭名類聚抄』巻第一、天部第一、景宿類は、以下、『和名抄』天部と省略。

★田中禎昭報告レジュメより…「*源順が編纂した古辞書『和名類聚抄』(以下、『和名抄』)にみる天文分類(景宿類)・承平年間(931 ~ 938 年)成立 ※体系的に検討した研究はほとんどない ☞中国の星宿(二十八宿)と異なる固有の天文分類 ⇒『和名抄』の天文観の背景にある思想とその起源を読み解く」とあり。

■参考 第 4 回天文会議(文献班報告)

2021 年 12 月 20 日(月)田中禎昭報告参考資料レジュメより



◆『和名抄』の特徴…見出し語(漢字表記)に出典を提示し(意味の例示・説明)、見出し語の和名を万葉仮名で記す。

「醍醐天皇皇女の勤子内親王のために撰進した書で、部類を分かち、項目を立て、内外の諸書から記事を引用し、三千余の項目と万葉仮名による和名約三千、ならびに撰者の説を付記する。全文漢文で記され、和訓も万葉仮名を使用する。」(ジャパンナレッジ『国史大辞典』より)

<https://japanknowledge.com/introduction/keyword.html?i=713#:~:text=%C2%A9Heibonsha%20Inc.,%E5%9B%BD%E5%8F%B2%E5%A4%A7%E8%BE%9E%E5%85%B8,-%E5%92%8C%E5%90%8D%E9%A1%9E%E8%81%9A>

◆和名抄の性格

源順が承平年間(931~938*承平4年<934>頃)に醍醐天皇第四皇女、勤子内親王(藤原師輔の妻)のために撰述。勤子内親王の母は醍醐天皇の更衣、源周子(しゅうし)で(嵯峨天皇につながる血筋)、源高明(『西宮記』を撰述)などを生む。万葉集や万葉集の書体が読み解かれることが難しくなっていたところに、源順が古風により訓をほどこしているため、和歌を学ぶ者の手引きとして大いに頼りになるものと、元和古活字本にある林羅山「序」は評価。

★天文関係史料(星辰信仰古記録)データベースと神田茂編『日本天文史料』上・下、原書房、1978年との違い。

…たとえば、斉藤国治 1990年、p127「白昼の星」で次のように指摘。

「むかし神田氏のもと天文史料の収集にたずさわっていた大崎正次氏の談によると、神田氏の文献収集の方針としては、『保元・平治・平家など軍記物は二次史料などで採らない。たとえその中に天文史料があっても、それらは当然一次史料のほうに含まれているはず』ということであったという。」

…データベース検索、その他、史料収集作業で拾えるものは拾う。

今回提示する史料群のなかには、日月などの図像化(星辰信仰の意識の基底にあるもの)に関する記事なども提示。今後、和歌史料も収集(~西行集まで)。

(2) データベースの進捗について

・2022年3月20日頃、エクセル整理表を提出。

…六国史に見られる『和名抄』天部の項目(日、陽鳥、月、弦月、望月、暈、蝕、星、明星、長庚、牽牛、織女、流星、彗星、昴星、天河)を抽出。六国史の文字データから検索し、エクセルに入力整理。

⇒データ件数は**654件**。**※594セル(行)に整理**。**項目別に整理しているため、重複あり**。

…別添エクセル表1 (シート一つ目に提示)

■表2 『和名抄』天部の見出し語(漢字表記、漢語)

…天文関係件数の合計**※655件(重複あり)※**のうち、見出し語別の内訳(次頁)

表2 『和名抄』天部の整理 (2022/3/20提出分)

番号	見出し語 (漢語)	別名 (異名)	和名1	ヨミ	和名2	ヨミ	ヒット件数	抽出した天文関係件数
1	日						28442件	49件
2	陽鳥	頭八咫鳥(日本紀)	夜太加良須	ヤタガラス			0件	
3	月						23615件	38件
4	弦月		由美八利	ユミハリ			0件	
5	望月		毛知都岐	モチヅキ			0件	
6	暈	月院(弁色立成)	加左	カサ			14件	14件(1件暈網あり)
7	蝕						205件	205件
8	星		保之	ホシ			268件	262件
9	明星	歳星(木星のこと)	阿加保之	アカホシ			1件	1件
10	長庚	太白星(金星のこと)	由不豆々	ユフツツ			0件	
11	彗星	何●【豆+皮】	比古保之	ヒコホシ	奴加比保之	ヌカヒホシ	3件	3件
12	織女		太奈八太豆女	タナハタツメ			2件	2件
13	流星	彗星	典八比保之	ヨハヒホシ			49件	49件
14	彗星	(彗星)	八木保之	ハキホシ			20件	20件
15	彗星		須八流	スハル			2件	5件(六国史以後の3件を含む)
16	天河	天漢、河漢	阿萬乃加八	アマノカワ			2件	6件(六国史以後の4件を含む)

■例 2022/3/20 提出天文資料データ冒頭部…別添エクセル 表1(一つ目のシート)

…エクセル表の項目>ID—件数番号—『和名抄』天部の見出し語—細目分類—史料内容—掲載記事西暦年—和暦年—月—日—干支—日漢数字—出典(史料名)—巻—テキスト(利用書目)—備考(検索DB)—気づいたことなど—注意事項—記入日付

id (仮)	NO. (六国史一巻検索でヒットしたものと和名抄分類を番号順に整理)	細目分類	史料内容(全文) ※該当箇所ゴチック *検索してヒットした条文全体をいまは入力中。日付の情報は入力したものと削除したものが混在。いずれ削除。	掲載記事西暦年	和暦年
例	件数 昴星	昴(よみ※春味)			
1	1 昴星	昴(すばる※プレアデス)	昴月。有星于中央。與昴星雙而行之。及月星失焉。	684	天智天皇13年
2	2 昴星	昴	乙丑十一日。緣右近衛府失火之儀。傳月次神令資祭。大於蓮孔門前書二六。』是夜。月犯昴星。	874	貞觀16年
3	3 昴星	昴	即被傳了。(蓋書)『赤夜成刻。英惑犯昴星。(七寸所。)同時月犯昴星之由。赤尚(里少路中納言退出。今日用御帳平權。月犯昴星云々。	1357	北朝 延文2年
4	4 昴星	昴	與萬興。祝儀。被止家座云々。今夜太白犯昴星。月犯井澤第一星云々。	1357	北朝 延文3年
5	5 昴星	昴		1357	北朝 延文3年
6	1 天河	彗事件	辛巳。重命神功皇后崩。皇命曰。天皇(我)親旨(止)。挂星(文)山陵(尔)申瑞(俾止)申(久)。頃者涉句(天)不雨(佐流波)。如宵半(天河上)卜求(礼波)。山陵(尔)幸遠(太元)倒貴之物開息(礼波)廣見(由)。重命(尔)高貴崇緒(倍理)卜申(製理)。雲雨再降(尔)。所司申(久)。自去年以後。兩年間。有前(尔)便經(久)鏡戸人(尔)付奉遠(志考理)。不必供款(尔)在(ケ元可止)疑(布止)申。今恐(天)將來(波)不命(之天)貞命遠致(波)。掌惟願(尔)毛)當遠事使則申(波止)。差御議從四位上和氣朝臣良綱。謝申祈申伏(乎)。干(久)聞(天)。時(尔)換(左)甘雨令霽(倍止)。恐(美)恐(美)申瑞(倍止)申。』是夜。雨降。廿七日丁未。出雲國宮。今月十四日。地大震。境內神社。仏寺宮舍及百姓屋舍。或顛倒或傾危。其後迄于廿二日。星一二度。夜三四度。微々振動。猶未休止。』二十七日丁未(蓋	841	承和8年

⇒現在、『和名抄』天部のうち「月」項目の整理、確認は終了。「日」項目でかなり拾っているため、追加は少ない。

※追加分は別添表7「六国史の「日」「月」一覧」に反映済。現時点で13件追加。

※六国史の調査…「長庚」項目の別名(異名)の「太白星(太白)」で若干の追加あり。ほか、『和名抄』天部の見出し語を基準としているため、別の観点から語句検索する必要あり。

■六国史以後の史料は、東京史料編纂所のデータベース検索(<https://wwwap.hi-u-tokyo.ac.jp/ships/>)を利用して収集し、エクセルで整理中。主に赤囲みのデータベースを使用。



■ 2022/3/20 提出天文資料データの修正 (追加する項目)

a 上記項目のうち「史料内容」の項目…原文、旧字体にて入力整理。→読み下し文の追加。

b 年月日は旧暦で入力。暦日 (旧暦) を太陽暦 (グレゴリオ暦) に変換する必要がある。

→グレゴリオ暦の暦日を追加。

別添 表 7 六国史の「日」「月」一覧 (※2022/3/20 提出分を追加整理)

※和暦→グレゴリオ暦への変換 (計算) には、次を利用する。

○国立天文台暦計算室が公開している「日本の暦日データベース」

<https://eco.mtk.nao.ac.jp/cgi-bin/koyomi/calddb.cgi>

○「換暦」(株)まえちゃんねっと <https://maechan.net/kanreki/>

※『日本暦日辞典』、『日本暦日便覧』なども参照 (予定)。

2. データベース作成からの“気づき (ごく個人的な発見)”について

※データベースを作成しながら感じた疑問や六国史から見た変化の様相など

(1) 六国史の天文関係記事について

①『和名抄』天部の和名 (倭語) …六国史ではほとんど検出できず。

○暈=加左 (カサ) が 5 件、星=保之 (ホシ) が 11 件。※古写本類、傍訓の調査未。

…細かく見ていくと、「加左」の用例 5 件は動詞「加」+官司・官職名「左〜」(左右弁官、左右衛士、左右京職、左大弁)とある。職員の加増に関する記事のため、天文関係資料には抽出できず。

…「保之」の用例 11 件は、古代歌謡、宣命や詔、あるいは言上 (ex「左右京職、言う」) などに分類される。いずれも天文関係資料とは言えず。言葉 (声に出された言葉) の漢字表記。

⇒六国史では、『和名抄』天部に見られる和名 (倭語) は見られない。六国史では、日月星辰の表記は漢語で示されている。六国史を中心にした特徴。ただし、『和名抄』天部の見出し語のうち

「弦月」「望月」「長庚」「陽鳥」は漢語でも検出できず。六国史以後の史料整理にも同様の傾向が見られるかどうか、注意が必要。…特徴の一つ目。

■表3 『和名抄』天部の和名(万葉仮名表記)

番号	見出し語(漢語)	和名1	ヨミ	和名2	ヨミ	和名ヒット件数
1	日					
2	陽鳥	夜太加良須	ヤタガラス			0件
3	月					
4	弦月	由美八利	ユミハリ			0件
5	望月	毛知都岐	モチヅキ			0件
6	暈	加左	カサ			5件
7	蝕					
8	星	保之	ホシ			11件
9	明星	阿加保之	アカホシ			0件
10	長庚	由不豆々	ユフツツ			0件
11	牽牛	比古保之	ヒコホシ	奴加比保之	ヌカヒホシ	0件
12	織女	太奈八太豆女	タナバタツメ			0件
13	流星	興八比保之	ヨハヒホシ			0件
14	彗星	八木保之	ハキホシ			0件
15	昴星	須八流	スハル			0件
16	天河	阿萬乃加八	アマノカワ			0件

②六国史に見える天文関係記事の傾向

⇒『日本三代実録』から記事が増える。

■(次頁)表4-1 『和名抄』天部(見出し語)に見る六国史の天文関係記事(回数)

※黄色塗りつぶし(見出し語)、青色塗りつぶしが天文関係記事のいちばん回数が多いもの。

番号	見出し語(漢語)	①日本書紀	②続日本紀	③日本後紀	④続日本後紀	⑤文徳天皇実録	⑥日本三代実録	六国史に見られる天文記事の回数
1	日	3	4	7	4	1	27	46
2	陽鳥	0	0	0	0	0	0	0
	八咫鳥(頭八咫鳥)	3	1	0	0	0	0	4
3	月	4	9	0	6	2	25	46
4	弦月	0	0	0	0	0	0	0
5	望月	0	0	0	0	0	0	0
6	暈	0	2	1	1	0	7	11
7	蝕	13	71	23	15	13	57	192
8	星	25	31	14	25	11	109	215
9	明星	0	0	0	1	0	0	1
10	長庚	0	0	0	0	0	0	0
11	牽牛	1	0	0	0	1	1	3
12	織女	0	0	0	0	0	2	2
13	流星	1	2	0	2	4	39	48
14	彗星	5	2	0	10	1	2	20
15	彗星	1	0	0	0	0	1	2
16	天河	0	0	0	0	0	2	2

⇒六国史の「蝕」記事のうち『続日本紀』は「日蝕」のみで、「月蝕」は不掲載(表 4—2)。…特徴の二つ目。

■表 4—2 『和名抄』天部「蝕」項の内訳

番号	見出し語(漢語)	①日本書紀	②続日本紀	③日本後紀	④続日本後紀	⑤文徳天皇実録	⑥日本三代実録	六国史に見られる天文記事の回数
7	日蝕	11	71	20	12	10	48	172
	月蝕	2	0	2	3	3	6	16
	蝕	0	0	1	0	0	3	4
	蝕合計	13	71	23	15	13	57	192

◆『日本書紀』『続日本紀』の「日蝕」記事について

…齊藤国治(1982年、p34~38)によれば、不食に相当し、地球上のどこかで日食があったけれども、飛鳥京では見られなかったものがある。

…つまり、日食のあったときに飛鳥京は夜であったため(夜日食)、昼にあった日食でも月の視差との関係で日月が離れてしまい日食と見えないものが含まれている。

…儀鳳曆(690年に採用され、692年から元嘉曆との併用を経て、698年に本格施行)の日食計算法により六ヶ月おきの朔を日食予報の日として算出。不食記事の氾濫は、計算上の日食はすべて掲げる方針であったか、と推測されている。

⇒不蝕記事(実際には観測できない日蝕)を含め、圧倒的に日蝕が多い。

要するに、「不食記事の氾濫」(齊藤国治)と評価されるような日蝕記事のあり方が特徴の二

つ目。

※日蝕と月蝕の違い。この点については後述する。

※この差が何に由来するのか、何を意味するのか。注意が必要か。ここでは違いがあることを確認しておきたい。

③暦の変遷

…使用する暦の違いもあるか。別添エクセル 表 5 六国史の「蝕」に暦の項目(列)を反映。

元嘉暦(5c頃～)→儀鳳暦(麟徳暦)の採用(690<持統4年>)→元嘉暦・儀鳳暦の併用

(692<持統6年>～698<文武2年>)→大衍暦の採用(763<天平宝字7年>～857<天安

元年>*94年間)→五紀暦と大衍暦との併用(858<天安2年>～861<貞観3年>)*4年間)

→宣明暦の採用(862～1684<貞観4～貞享元年>)*823年間) ※貞享暦(1684年、渋川

春海)の採用施行(1685<貞享2年>～1754<宝暦4年>)

■国立天文台>暦 Wiki より ※赤囲みが六国史に相当

暦法	読み	始行年	年数	選者	暦法掲載	備考
元嘉暦	げんかれき			何承天	宋書	平朔
儀鳳暦	ぎほうれき	文武天皇元年(697)	67	李淳風	旧唐書・唐書	麟徳暦、定朔
大衍暦	だいえんれき	天平宝字八年(764)	94	一行	旧唐書・唐書	歳差
五紀暦	ごきれき	天安二年(858)	4	郭獻之	唐書	
宣明暦	せんみょうれき	貞観四年(862)	823	徐昂	唐書	遣唐使の廃止
貞享暦	じょうきょうれき	貞享二年(1685)	70	渋川(保井)春海	貞享暦書	日本独自の暦、里差、近日点の移動
宝暦暦	ほうりゃくれき	宝暦五年(1755)	43	安部(土御門)泰邦ら	暦法新書(宝暦)	明和八年(1771)より修正宝暦暦
寛政暦	かんせいれき	寛政十年(1798)	46	高橋至時ら	暦法新書・寛政暦書	西洋天文学、楕円運動の採用
天保暦	てんぼうれき	天保十五年(1844)	29	渋川景佑ら	新法暦書	不定時法、定気法の採用
太陽暦	たいようれき	明治六年(1873)				

(2) 六国史の「日」「月」の用例について

⇒「日」28442件、「月」23615件が検出。…合計 52057 件

①日蝕・月蝕について

*「日蝕」・「月蝕」は別項目(「蝕」としてカウント。

※表1の「蝕」…205件、内訳…「日蝕」が185件>「月蝕」が16件>「蝕」が4件。

⇒別添エクセル 表 5 六国史の「蝕」にて一覧整理。(二つ目のシート)

・たとえば、『日本三代実録』元慶元年(877)4月 壬申 朔条では「日蝕(夜日蝕)」に関

する先例調査と議論のなかで、「蝕」字が13件検出する。

・「日蝕」の記録のなかに複数回の「蝕」字が出てくる例が2例あり。

※いずれも『日本三代実録』に見られる記事。

・別添表5—No.138 貞観9年(867)11月1日条は2件で1回。

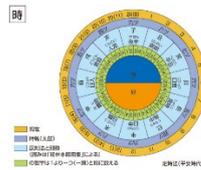
・別添表5—No.154 元慶元年4月壬申朔条は13件で1回。

⇒六国史の「蝕」の記録としては192回が検出。

p7表4-2『和名抄』天部「蝕」項の内訳に反映。

⇒「蝕」字で検索したため、「日食」「月食」と「食」字での表記されるようなものは、2022/3/20 提出分では漏れている可能性があることに気づき再調査。「日食(7件)」「月食(1件)」で検出するも、検討の結果、「食」字を使う天体現象としての「日食」「月食」は、『日本三代実録』巻31、元慶元年(877)4月壬申朔条(別添表5—No.154)に見えるのみ。

※たとえば、別添表5—食1『続日本後紀』承和10年(843)4月己未朔条(神功皇后陵の鳴動と変異についての記事)に見える「食時」(辰の異名)もあるが、時間を指すと判断。…時刻表はp19参照。



②『日本三代実録』元慶元年(877)4月壬申朔条(夜日蝕記事)について

■参考 史料の全文はp22に後掲。現代語訳(意識含む)も。

1531	154	153	152	151	876	貞観18年	11月	甲戌	1日(朔)	不蝕
154	153	152	151	150	877	元慶元年	4月	壬申	1日(朔)	不蝕
1551	154	153	152	151	877	元慶元年	4月	癸酉	2日	

◆別添表5—No.154 『日本三代実録』元慶元年(877)4月壬申朔(ついたち)条

(グレゴリオ暦 877年6月5日、ユリウス暦 877年6月1日)

⇒夜の日蝕についての記事。

・「夜の丑一刻(現在時刻:午前1時29分)、日有蝕之(日、蝕あり)」と冒頭で説明されて

いる。

・このときは、「子の三刻三分(午前0時41分)」から日蝕が始まり、「寅の二刻一分(午前4時02分)」に戻る。

※()内の現在時刻の換算は小倉伸吉 1916 年による。

※齊藤国治は、平安京の所在地である京都に合せ、かけ始めの時刻「子の三刻三分」を午前0時48分、復元の時刻「寅の二刻一分」を午前4時06分とする(齊藤 1990 年、p103)。

…この記事によれば、夜に日蝕があった場合の処理(何を行い、何を行わないか)が問題となっている。漢籍・天文書などの例が報告され、審議の結果、夜に日蝕がある場合には、これ以降陰陽寮から中務省への報告が通例となる。天長8年(831)4月1日の例に倣い廃務。

⇒なぜ問題になったのか。★日蝕と朔(新月)が重なった例。

齊藤国治 1990 年、「日本古代の日食論争と日食行事」p119 によれば、次のように説明されている。

「古代の宮中では毎月朔日に「平座」という集まりが催された。天皇の出御ないときは宣陽殿に集まることとし、出席者はいくぶんリラックスすることができた。朔日が日食にあたり、平座は翌日(二日)に延期される習いであった」

…詳しい問答の様子は、齊藤国治 1990 年、p102~105 参照。※後掲p23~現代語訳を提示。

⇒中世史家の黒田日出男は、元慶元年の夜日蝕に関する記事を「日食・月食に対する過敏な配慮が始まったことを示すと推定」している(黒田日出男 1987 年)。

⇒荒木敏夫 2013 年は、儀制令 7 太陽虧条に規定された日蝕時における天皇の「慎み」を実践したものと評価。…儀制令の日蝕時における政務の廃止の制度化が陽成天皇の在位中になされたことに意味を見いだそうとしている。

※陽成…乱行が多く、藤原基経と対立したと考えられている。光孝の即位へつながる。

《小結》

*元慶元年 4 月壬申朔条は、夜に日蝕が起こった場合の、^{はいちよう}廢朝(「皇帝不視事<皇帝事を視

ず。)>」と ^{はいむ}廢務(「百官不理務。不舉常祭<百官、^{つとめ/まつりごと}務 を ^{おさ}理めず。常祭を挙げず。)>」)を決

定した記事。
※夜の日蝕で「政事」が停止した初見。日蝕・月蝕に対する「過敏な配慮」が始まったとの評価につながる。

③なぜこのようなことが議論になるのか?

◆儀制令 7 太陽虧条(日蝕の規定のみ抜粋)…日蝕、天皇の服喪、^{こき}国忌の日に天皇や諸官司

が政務・業務を行わない廃朝・廢務の規定

凡そ大陽^か虧^{うし}けば、有^{あらかじ}司^{みそなほ}（※陰陽寮）、預^{おのおのほんじ}め奏^{せよ}せよ。皇帝事^{みそなほ}視^ささず。百官^{おのおのほんじ}各^{おのおのほんじ}本^{おのおのほんじ}司^{おのおのほんじ}を守
れ。務^{まつりごと}を理^{おさ}めず、時^{すく}を過^{いま}して乃^{まか}し罷^れれ。（以下省略）

◆延喜太政官式 42 日蝕条（集英社『訳注日本史料 延喜式』中、p23）

凡そ大陽（※ママ）の虧^きは、陰陽寮、預^{あらかじ}め中務省に申し、省（※中務省）、録して官（※太
政官）に申せ。すなわち少納言奏聞し訖らば、官、諸司に告知せよ。

◆延喜陰陽式 9 日蝕条（集英社『訳注日本史料 延喜式』中、p357）

凡そ大陽の虧^きは、曆博士、預^{あらかじ}め正月一日に寮に申し送^きれ。寮は蝕^{さきだつ}に前^{さきだつ}つこと八日より
前に、省に申し送^きれ。

⇒儀制令 7 太陽虧条の具体的な手続きを細則化したものが延喜式の規定。

延喜式に示された手続きによれば、次の通りの手順で廃朝・廢務が決定される。

延喜太政官式 42 条の規定から、「大陽の虧」＝日蝕時には、陰陽寮が前もって中務省に報告
をし、中務省が報告を記録した上で、太政官に伝える。太政官では、少納言が天皇に奏聞をし、
それが終了した後に、太政官から諸司に日蝕が起こることが周知される。

また、延喜陰陽式 9 条によれば、「大陽の虧」が起こるとの報告は、曆博士があらかじめその年
の正月一日に陰陽寮に申告をする。実際に、日蝕が確定したような場合、日蝕より 8 日以前（8
日より前）に陰陽寮は中務省に報告する。

★曆博士の日蝕予報

（i）曆博士は前年のうちに翌年の日蝕を計算する⇒（ii）曆博士の年初のお仕事は、今年
の日蝕は何月何日何刻何分と報告。⇒（iii）陰陽寮で報告を受ける。『日本三代実録』元慶
元年例（表 5—No.154）によれば、明経・紀伝・明法等の博士か。

★いよいよ日蝕が起こる!!日蝕発生までのカウントダウン

（iv）陰陽寮は日蝕が起きる 8 日以前（遅くとも 8 日前まで）に中務省に報告をする。⇒（v）
日蝕予報の連絡を受けた中務省で、報告書をまとめる⇒（vi）中務省は報告書がまとまったら、
太政官に報告書を丸投げ!⇒（vii）太政官では、少納言が日蝕予報を天皇に報告する。⇒（viii）
天皇への報告をまって、（ix）太政官が諸司に告知する。⇒（x）廃朝・廢務へ。

④「日蝕廢務」の制度化

※延喜 18 年（918）12 月 28 日（グレゴリオ暦 919 年 2 月 6 日）に、「日蝕廢務」の制が定ま
る（『大日本史料』I 編之 5、p86…貞信公記抄・西宮記（前田家本）卷 12 日食・扶桑略記卷

24 裏書)

・翌延喜 19 年正月 1 日の日蝕に際し、元日朝賀をやめ、夜に日蝕(夜日蝕)があったときには
廃務は行わないことが決定。通常通りの業務(行事も含め)は行われる。

・廃務とは、官人(百官)が政務につかないことと説明されることが多い。延喜 19 年正月 1 日の
日蝕廃務の例に基づき考えると、元日節会は行われていることから、律令格式に定められたよ
うな行事は行うことを意味しているのだろう。

※齊藤国治 p1990 年、p119「日食が正月元日に当たると、四方拝・朝賀・節会などはすべて中止
となった。※延喜 19 年正月 1 日は、朝賀のみが停止。

⇒延喜 19 年正月 1 日の食は、齊藤国治は「(○引用者注:919 年)2 月 4 日午前 0 時 18 分

に日月の ^{こうけいごう}黄経谷(○ルビは引用者)で、京都では夜日食になることはまちがいな」く、「これ以
後は、夜日食と明記して発表する日食は影をひそめ、おかげで日食推算の的中率はだいぶよくな
った」(齊藤国治 1990 年 p104)とする。

※実際の観測と、宣明暦による計算から算出されるものを年代順に記述(記録)していく行為につ
いては、慎重な判断が必要か。…古代史研究では現在、議論さまざま…。

※不蝕記事の氾濫や、暦の計算による六ヶ月おきの「朔」(日蝕)を算出する意味とも関連するだろ
う。というのも、一年のうち 4 つの孟(孟春・孟夏・孟秋・孟冬の朔日)、つまり旧暦 1 月、4 月、7
月、10 月)の朔日は、天皇が群臣の前に出御し、政務を行う(臣下からの行政報告を聴く)日に
該当する。平安中期以降は、旧暦 4 月 1 日(孟夏旬)と 10 月 1 日(孟冬旬)の 2 回に固定。

※「不食記事の氾濫」(*齊藤国治 1982 年、p35 では持統 5 年～和銅 2 年頃の日蝕のことをさ
す)も意味があるのではないか。

(3) 日蝕と月蝕について

①日蝕・月蝕の「こもる」「つつむ」「かくす」=「慎み」について

◆『禁秘抄』下(『新校群書類従』巻第 467)…13 世紀前半の例

一、日月蝕

主上、日月曜[蝕]の時、御慎み殊に重し。〈日五、十四、二十三(不軽)、三十二、四十一、五
十、以上軽からず。月八、十七、二十六、三十五、四十四、五十三、これに同じ(軽からずの
意)。〉(中略)天子、殊にその光に当たらずと雖も、蝕の以前以後はその夜の光に当たらず。

日月 ^{これ} ^{もしろ} 惟 同。席を以て御殿をつつみめぐらす。供御のごときもその光に当てず。日蝕は未明よ
り前、月蝕は未だ暮れざる前にせよ。〈月、出でざる前。〉人々参籠すべし。御持僧あるいは他
僧にても御修法に奉仕せよ。その上、御殿において御読経あり。近代は多く薬師経なり。(以下
省略) ※全文は p28 に後掲。

…天皇の身体を日蝕の「妖光」から守るため、御殿(※室町時代の例では清涼殿と御学問所の東
の階とされる)をムシロでつつみ、かくし、めぐらす作法が行われる。『禁秘抄』は、1219 年～

1221年ころ順徳(じゅんとく)天皇が著した有職故実(ゆうそくこじつ)の書。天皇が有職故実書をまとめている点が特徴。天皇の作法を記したもの。13世紀前半には、日蝕・月蝕が起こった際に、天皇の在所をムシロでつつみかくすことが行われた。

⇒元慶元年(887)段階では、夜の日蝕の政務停止が通例となるも、延喜18年段階で政務停止となるのは、日蝕に定まる。夜の日蝕時には通常通りの業務を行うことが想定される。これとは対照的な措置。『禁秘抄』では日月蝕、とくに「月蝕」の位置づけに大きな変化が認められる。

◆『西宮記』(神道大系)臨時八、一、凶事…10世紀半ば頃の例

日蝕く有司、預め陰陽寮の作る奏状を^{もう たてまつ}奏し進^{かたなし}る。中務省、官に申す。官、結政にて申す。次

いで外記に渡す。外記、内豎^{ないじゆ}をして親王に申し、召使をして公卿に申さしむ。兼ねて奏を以て

少納言に付す。少納言、内侍所に付し、奏文^{たてまつ}を進^{かたなし}る。廢務。月蝕及び夜蝕、廢務無し。天曆七年十月日蝕(※他の史料では確認できず)は、公卿、太政大臣曹司において酒を飲む。祿有り。東宮御元服、元慶の例なり)

…日蝕時の奏聞の手順などが具体化されているが(具体化の手順は下記※印参照)、月蝕と夜日蝕には廢務がなかったことが分かる。廢務は日蝕のみ。

※陰陽寮が奏状を作成する。⇒中務省が^{かたなしどころ}結政所(大内裏外記庁の南にある参議・弁官・外

記が集まった執務場所)で日蝕のこと(日蝕が起こること)を報告し、陰陽寮の作った奏状を外記に渡す。⇒外記は内豎を介して親王(※中務卿のことか。中務省の長官である親王)に報告をする。ついで、太政官の下級職員である召使をつかって公卿らに伝える。⇒外記は、あらかじめ奏状を少納言にあずけておき、少納言が内侍所を介して天皇に進上する。その手続きを経た上で廢務が決定される。

…『西宮記』(神道大系)臨時八、一、凶事の大永本(=神道大系の底本)頭注と前田家本裏書。延喜18年12月29日の宣旨によれば、夜日蝕時には廢務を行わないとの勘申(曆博士葛木直宗公の調査報告)があり、その意見に従ってこれ以降は夜の日蝕では廢務を行わないことが周知される。⇒日蝕廢務(日蝕の時のみ廢務を行う)の制(延喜18年12月28日に決定)が周知されたことを意味。『西宮記』段階では、『禁秘抄』に見えるような「慎み」も見えず。

◆藤原宗忠の日記『中右記』寛治3年(1089)11月1日条

(グレゴリオ暦1089年12月11日、ユリウス暦1089年12月5日)

天晴^{てんはれ}る。日蝕あるべきの由、道言(○引用者注:賀茂道言)・能算(○引用者注:僧侶)共に

勘申す。而して天晴ると雖も、其の蝕無し。但し、廢朝^{はいちよう}す。警蹕^{はいひつ}せず。御簾^た垂^たる。また暁更^{ぎようこう}

忌火^{いみび}御飯^{くう}を供^くず。これ日蝕を恐るるに依るなり。

⇒この日に日蝕があることが報告され、天気も晴れて良好であったが、日蝕が実見されることはなかった。けれども、天皇の出御は取りやめ、先払いの声なども発せず、御簾を垂れ、慎んだ。さらに、この日の明け方には忌火御飯が用意された。忌火御飯は忌火御膳ともいい、忌火（通常の竈とは別の竈）で炊いたご飯を内膳司が用意するのだが、これは日蝕を恐れるがために用意したとある。蝕（日蝕）に対する意識の変化を示すか。11世紀後半のこと。

②3つの蝕—日蝕・夜日蝕・月蝕—と政（まつりごと）

日蝕…理念的には、儀制令7太陽虧条によれば、日蝕は廃朝・廃務。実現は貞観9年頃。

※『日本三代実録』貞観9年(867)11月1日条（グレゴリオ暦867年12月4日、ユリウス暦867年11月30日）…別添表5—No.138・139を廃務とする考えもあり。

※岩波思想大系『律令』補注p631では、「過時乃罷（時を^{すぐ}過して乃^{いま}し^ま罷れ）」とある部分が廃務の一例で、奈良時代には日蝕による廃務はなく、はるかに時代が降った『日本紀略』延喜21(921)年6月1(乙卯)日条（グレゴリオ暦921年7月13日、ユリウス暦921年7月8日）に「日蝕。但し大雨なり。廃務。」とある記事を実例に挙げる。

夜日蝕…元慶元年(877)に廃朝・廃務となるも、延喜18年12月28日には廃務を行わないことが決定。延喜19年正月1日は朝賀が停止されていることから、廃朝は行う。

月蝕…廃務はなし。廃朝は？（そもそも「夕」に聴政はあるのか？）※六国史以後の実例を調査していく必要あり。

★告朔…毎月朔日、天皇が大極殿（朝堂）に出御し、諸司が進奏するところの前月の公文（公文書）を視る儀式。※儀制令5文武官条「凡文武官初位以上、每朔日朝（凡そ文武官の初位以上は、朔日毎に朝せよ）。以下省略」と規定あり。

★四孟月…旧暦1月、4月、7月、10月の朔日に天皇が大極殿に出御し、諸司が進奏する公文書を見る儀式。つまり、延喜式段階では、天皇の出御は四孟月に限られる（延喜太政官式91告朔条など）。天皇の御座は、朝賀の儀にならって設置された（延喜掃部式62行幸神泉苑条）。→官人は正装をする（衣服令11朝服条、12制服条のほか、衣服令14武官朝服条義解など）。

⇒蝕（日蝕・夜日蝕・月蝕）が朔日に当たった場合、その処置が問題となる。

これまでの研究史ではあまり注目されず、四孟月の受朝儀があることと、天皇の服制について。

※元慶元年の事例に見える勘申では、皇帝の衣服（玄冕）について言及されている。日本では弘仁11年(820)に天皇の衣服が唐風化するも、古代中国ほどの細分化はされず。日唐比較が必要。

◆参考『日本後紀』卷28逸文（『日本紀略』）弘仁11年(820)2月甲戌朔条

（グレゴリオ暦820年3月23日、ユリウス暦820年3月19日）

二月甲戌朔。詔曰。云々。①其朕大小諸神事、及冬奉幣諸陵、則用帛衣。②〔元〕正受朝則用袞冕十二章。③朔日受朝、日聴政、受蕃国使、奉幣及び大小諸会、則用黄櫨染衣。皇后以帛衣為助祭之服、以口〔擣 or 禕〕衣為元正受朝之服、以鈿釵礼衣為大小諸会之服。皇太子從

祠及元正受群官若宮臣賀、及大小諸会、可服黄丹衣。並常服者、不拘此例（並びに常に服する所は此の例に^{かかわ}拘らざれ）。※読み下し文と現代語訳はp26に後掲。



左>赤を基調とした袞冕十二章 撮影:報告者

…上衣に日・月・星辰の刺繍あり。元日朝賀や即位儀の天皇の礼服。

右>現代の黄櫨染御袍(こうろぜんのごほう)

NHKnewswebより

https://www3.nhk.or.jp/news/special/japans-emperor6/articles/articles_ceremony_08.html

■ 3つの「蝕」とまつりごと

儀制令7太陽勅令の規定との関わり				
種類		廃朝	廃務	備考
儀制令7 条の規定	原文	皇帝不視事、百官各守本司	(百官各守本司、) 不視務、過時乃罷	
	訓読文	皇帝事を視(みそなは)さず。百官、各(おのおの)本司を守れ。	(百官、各(おのおの)本司を守り、) 務(まつりごと)を理(おさ)めず、時を過(すく)して乃(いま)し罷(まか)れ。	
西宮記 (10c半 頃)	日蝕	○	○	
	夜日蝕	○	×	※延喜18年12月28日に確定
	月蝕		×	

■ 3つの「蝕」と廃朝・廃務

3つの「蝕」と廃朝・廃務				
種類		廃朝の実施	廃務の実施	備考
日本三代 実録内観 9年11月1 日	日蝕		○あり(平野春日祭の停止、延期。13日に実施)	表5—No.138
日本三代実 録元徳元年 (877)4月 1日金	夜日蝕		○あり	表5—No.154
淡島略記 巻19年 (919)1月 1日	日蝕	○あり	×	(◎前夜を行っていたため、廃務にはならず)
日本紀略 巻21年 (921)6月 1日	日蝕		○あり	
平家物語 3年 (1089)	日蝕	○あり		忌火御飯を供す。

③六国史の「日」「月」

⇒六国史に見える「日」「月」の一字検索結果(52057件)のうち、天文関係記事として抽出したものを別添エクセル 表7に整理。

■表6 六国史の「日」と「月」

※別添表7にある六国史の「日」「月」一覧を書名別にカウントしたもの

『和名抄』天部(見出し語)と六国史一日と月								
番号	見出し語(漢語)	①日本書紀	②続日本紀	③日本後紀	④続日本後紀	⑤文徳天皇実録	⑥日本三代実録	六国史に見られる天文記事の回数
1	日	3	4	7	4	1	27	46
3	月	4	9	0	6	2	25	46
4	弦月	0	0	0	0	0	0	0
5	望月	0	0	0	0	0	0	0

…たとえば、「日無色」「日無光」「日有冠」「日右有珥」「月有冠纓」「月黒无光」「填星貫月」「月犯」などの語句を手がかりに抽出。

- ・「日無色」…表7—No.13
- ・「日無光」…表7—No.22、23
- ・「日有冠」…表7—No.34、42、45
- ・「日右有珥」…表7—No.39、44
- ・「月有冠纓」…表7—No.46、92
- ・「月黒无光」…表7—No.91
- ・「填星貫月」…表7—No.90 ※填星…土星のこと
- ・「珥」…表7—25、27、33、39、40、41、44、45、92

◆「月犯」の場合…星蝕(星食)ではないが、月と天体が接近する例。

※表7—No.52、53、55、71、72、75、76、77、78

- ・表7—No.52「夜月犯^{そいぼし}房星(夜、月、房星を犯す)。』

『続日本紀』養老7年(723)11月戊子(27日)条(グレゴリオ暦724年1月1日、ユリウス暦723年12月28日)

- ・表7—No.72「夜。月犯入^{なんとかい}南斗魁中(夜、月、犯あり。南斗の魁<南斗の魁星※南斗の魁第四星>の中に入る)。』などの例があり。

『日本三代実録』貞観11年(869)7月8日(甲子)条(グレゴリオ暦869年8月23日、ユリウス暦869年8月19日)

◆月の項目ではなく、別の項目へ移動した方がよいものもある。表でマーク(黄色塗りつぶし)中。

- ・表7—No.65「天西北有電光。數十度(天の西北に電光あり。数十度。)」

『続日本後紀』嘉祥2年(849)12月丙戌(7日)条(グレゴリオ暦849年12月28日、ユリウス暦849年12月24日)

・表7—No.66「是月。天寒。(この月、天寒し)」

『日本文徳天皇実録』嘉祥 3 年(850)4 月是月条(是月=※4/1 換算→グレゴリオ暦 850 年 5 月 19 日、ユリウス暦 850 年 5 月 15 日)

○表 6・7 を一覧すると、「日」「月」に関する用例は、『日本三代実録』で記録が増えている。

…「月」に関する用例は、星(蝕、接近、合)に関わるものが多い。

…昼に星を観測したような例も、この作業で抽出されている(1 例)。

・表7—No.14「太白昼見。連日不已(太白昼見ゆ。連日 不已)。」

『日本後紀』天長 6 年(829)5 月丁未(29 日)条(グレゴリオ暦 829 年 7 月 7 日、ユリウス暦 829 年 7 月 3 日)

…夜の観測を示すような記事もあり。

・表7—No.57「夜。太白入月。星有光(夜、太白に月入る。星、光あり)。」

『続日本紀』天平 8 年(736)10 月癸酉(27 日)条(グレゴリオ暦 736 年 12 月 8 日、ユリウス暦 736 年 12 月 4 日)

…十二辰刻(1 日を 2 時間ごとの 12 に分け、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二支で時刻を表記する)で表記する例もあり。

・表7—No.63「丑刻。月輪半虧。質明稍滿(丑の刻、月輪半虧。質明くよあけ、稍く滿つ)。」『続日本後紀』承和 12 年(845)6 月庚寅(15 日)条(グレゴリオ暦 845 年 7 月 26 日、ユリウス暦 845 年 7 月 22 日)

○気象(とくに雲)に関わるものも含まれているだろう。…特徴の三つ目であり、課題。

…「日」「月」の一字を手がかりに拾っていくと、たとえば、次のような記事も抽出される。

・表7—No.4「日上有五色雲(日の上に五色の雲あり)」

『続日本紀』神護景雲元年 9 月 1 日条(グレゴリオ暦 767 年 10 月 2 日、ユリウス暦 767 年 9 月 28 日)

・表7—No.6「有虹。繞日(虹あり。日をめぐらす)」

『続日本紀』延暦元年 3 月辛卯(9 日)条(グレゴリオ暦 782 年 4 月 29 日、ユリウス暦 782 年 4 月 25 日)

・表7—No.8「白氣貫日(白氣、日を貫く)」

『日本後紀』延暦 11 年(792)正月 29 日条(グレゴリオ暦 792 年 2 月 29 日、ユリウス暦 792 年 2 月 25 日)など

…白気や白虹(暈の別名)なども天文現象の一つに数えると、精度を上げるための工夫が必要。

*古代中国では、雲気が夜の星にかかる(入る)などの現象も占いの対象となる。

⇒夜の星と雲気との関わりも調査対象になる。

六国史以後の例では、藤原定子(976~1000)の死去前日に有名の次の例あり。

◆藤原行成の日記『権記』長保2年(1000)12月15日条などが有名。※全文は後掲p22。

(→グレゴリオ暦1001年1月18日、ユリウス暦1001年1月12日)

十五日、戊午。(中略)或いは云はく、「月、巳時ばかり、白雲、東西の山に亘りて、二筋、月を夾む。俗諺に云はく、『歩障雲』と」と。又、云はく、「不祥雲」と云々。「大陰、後の象なり」と云々。

【現代語訳】

12月15日、戊午。(中略)ある者の話では、「月が巳の刻(午前9~11時)頃空にあり、白雲が東西の山にながくかかって、二筋が月をはさんだ。世に言われることでは、『歩障雲』

呼ばれるようなものだ」と。また言うには、「不祥雲」とも言われるものだ。と。「大陰(土星の精、木星の精である太歳神の皇妃のこと)は後の象徴である」と言うことだと。

*大陰については触れず、月は後の象徴であるとする見解もあり(倉本一宏『権記』講談社学術文庫)。大陰が「後の象」と理解されている点は、撰関期の貴族が「天」もしくは日月星辰のことをどのように認識していたかを示す点で重要か。

3. 古代天文史料データベースと文献史料の“架橋”について

※星辰信仰の裏側にあるもの、もしくは星辰信仰の基底になりそうな制度的な問題の整理

(1) 昼と夜の問題

…六国史の整理で「時刻」の記載があるものに興味を覚えて。

…これは、観測および観測結果(占いなど)に関わる問題でもあるか。

…先に日蝕の不蝕記事と夜日蝕について確認したように、延喜18年に「日蝕廢務の制」が定められる。この制度が定められて以降、夜日蝕では廢務が行われず、官人(百官)は通常通りの勤務を行い、行事を遂行したと考えられる。けれども、廢務(政務を行わないこと)の内実については曖昧なまま研究が進んでいる状況があるだろう。政(まつりごと)と務(つとめ)とを分けて分析していく必要。⇒「務」でも、勤務/業務の内容が細分化している。官司ごとに年行事・月行事・日行事が異なるのだろう。

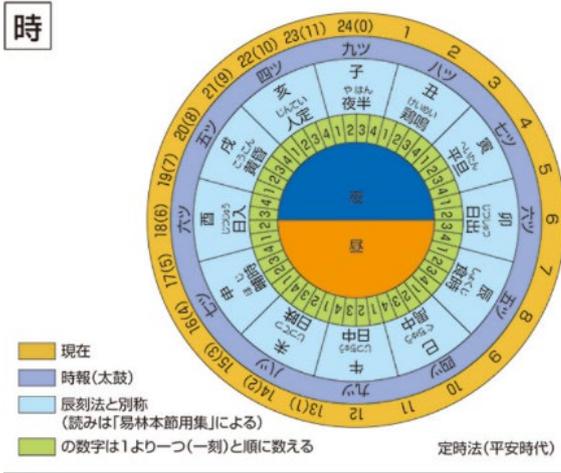
…官人の出勤は、上日・上夜(上^{つか}う日・夜^{にちや})でカウントされている(延喜中務式74時服条、延喜兵部式67馬料条など)。日常の勤務は日蝕・月蝕に関係なく継続。

(2) 天皇の一日(24時間)…天皇の日常生活と官司の関わりについて。

たとえば、『中右記』寛治3年11月1日条では、日蝕に際して廢朝に加えて、忌火御飯が日蝕への恐れから用意される。通常の食膳とは異なる可能性。史料を検討・分析しないと確実なことは言えず。

■平安時代の時刻(定時法)(コトバンクより)

<https://kotobank.jp/word/%E9%A3%9F%E6%99%82-534155>



■表 8 天皇の一日 ※本表は神道大系『西宮記』p714~719にみえる行事を中心にまとめた。

番号	時刻	定時法	西宮記の事書き	担当官司	役割	
1	卯	5時~7時	進炭	主殿寮	炭を進上する	
2			(主殿寮奉仕朝清事)			
3	一刻	7時~7時30分	上格子事	蔵人	格子を上げること	
4	辰	8時30分	殿上日給事		殿上ならびに所に日(上日)を給う	
5			御手水事	主水司	手洗い用の盥と御粥を供ずる	
6			一刻	9時	供御贄事	
7	巳	9時~11時	供朝餼事		朝の干飯を供ずる	
8			侍臣食事		侍臣に食事を給う	
9			御読書事			
10	四刻	10時30分	賜鑰	内侍	鑰(カギ)を賜わることを申上する	
11	午	11時	供朝膳事	大炊・内膳・主水・造酒、采女等寮司および進物所々	共に御膳を供ずる	
12			(供昼御膳事)			
13			日奏	内侍	内蔵寮の日奏を奉る	
14	一刻	17時	供夕膳事		夕膳を供ずる	
15	一刻	17時	進鑰	内侍	鑰(カギ)を進らせることを申上する	
16	一刻	17時	御人形	内蔵寮	御人形を供ずる	
17	酉	18時30分	供御粥事	御厨子所	御粥を供ずる	
18			奉御燈事	殿司	御燈を供ずる	
19				女蔵人	これを検校する	
20	戌	一刻	19時	下格子事	蔵人	格子を下ろすこと
21	亥	21時	諸障燈火事		諸障に燈火をつける	
22			奏宿簡事	内醫	宿直の事を奏上する	
23			名対面		侍臣の名対面(点呼)のこことを行う	
24	一刻	21時	滝口武士名対面		滝口武士の名対面(点呼)のこことを行う	
25	一刻	21時	夜行官人		左右近衛官人が夜回りを行う	
26	卯	一刻	5時	左右近衛宿申事		左右近衛官人が宿直申(どのいもうし)を行う

(3)夜の行事

…表 8 西宮記などの記載から夜の「行事(行う事)」を抜粋すると、次の通り。

戌:一刻 19時一下格子事…蔵人が格子を下ろすことを取り仕切る。

亥:21 ~ 23 時—諸陣燈火事…諸陣に燈火をつける。

一刻 21 時—奏宿簡事…内豎が宿直の事を奏上する。

一刻 21 時—名対面…侍臣の名対面(点呼)のこゝを行う。

一刻 21 時—滝口武士名対面…滝口武士の名対面(点呼)のこゝを行う。

一刻 21 時—夜行官人…左右近衛官人が夜回りを行う。

卯:一刻 5 時—左右近衛宿申事…左右近衛官人が宿直申(とのいもうし)を行う。

⇒夜の内裏では人の動きがある。とくに六衛府官人や宿直をする者など。

・武官の夜回り(夜行)…延喜左右近衛式 50 行夜条、延喜左右衛門式 31 行夜条、延喜左右兵衛式 14 分配諸処条、延喜左右馬式 31 馬牛分配充衛府条

■夜行の時間帯 大内裏と京中巡行

行夜	時刻	官司	担当人員	場所	場所
1	戌 1刻	19:00 左衛門	門部各1人(夜毎)	八省院	豊楽院
2	2刻	19:30 左衛門			
3	3刻	20:00 左衛門			
4	4刻	20:30 左衛門			
5	亥 1刻	21:00 左衛門			
6	2刻	21:30 右衛門			
7	3刻	22:00 右衛門			
8	4刻	22:30 右衛門			
9	子 1刻	23:00 右衛門			
10	2刻	23:30 右衛門			
11	3刻	0:00 左兵衛	各1人	八省院	豊楽院
12	4刻	0:30 左兵衛			
13	丑 1刻	1:00 左兵衛			
14	2刻	1:30 左兵衛			
15	3刻	2:00 左兵衛			
16	4刻	2:30 右兵衛			
17	寅 1刻	3:00 右兵衛			
18	2刻	3:30 右兵衛			
19	3刻	4:00 右兵衛			
20	4刻	4:30 右兵衛			
左右衛門式31行夜条、左右兵衛式14分配諸処条					

行夜	時刻	官司	担当人員	場所	担当人員	場所
1	戌 1刻	19:00 左近衛	近衛2人	大蔵	近衛1人	内蔵
2	2刻	19:30 左近衛				
3	3刻	20:00 左近衛				
4	4刻	20:30 左近衛				
5	亥 1刻	21:00 左近衛				
6	2刻	21:30 右近衛				
7	3刻	22:00 右近衛				
8	4刻	22:30 右近衛				
9	子 1刻	23:00 右近衛				
10	2刻	23:30 右近衛				
11	3刻	0:00 左兵衛	兵衛2人	大蔵	兵衛1人	内蔵
12	4刻	0:30 左兵衛				
13	丑 1刻	1:00 左兵衛				
14	2刻	1:30 左兵衛				
15	3刻	2:00 左兵衛				
16	4刻	2:30 右兵衛				
17	寅 1刻	3:00 右兵衛				
18	2刻	3:30 右兵衛				
19	3刻	4:00 右兵衛				
20	4刻	4:30 右兵衛				
左右近衛式50行夜条、左右兵衛式14分配諸処条						

行夜	時刻	官司	担当人員	場所	内容
1	戌 1刻	19:00	馬行2人	京中巡行	夜毎 馬2疋 (左右馬 察管理の イタガイ ●飼)
2	2刻	19:30			
3	3刻	20:00			
4	4刻	20:30			
5	亥 1刻	21:00 左右兵衛			
6	2刻	21:30 左右兵衛			
7	3刻	22:00 左右兵衛			
8	4刻	22:30 左右兵衛			
9	子 1刻	23:00 左右兵衛			
10	2刻	23:30 左右兵衛			
11	3刻	0:00 左右兵衛			
12	4刻	0:30 左右兵衛			
13	丑 1刻	1:00 左右兵衛			
14	2刻	1:30 左右兵衛			
15	3刻	2:00 左右兵衛			
16	4刻	2:30 左右兵衛			
17	寅 1刻	3:00 左右兵衛			
18	2刻	3:30 左右兵衛			
19	3刻	4:00 左右兵衛			
20	4刻	4:30 左右兵衛			
左右兵衛式14分配諸処条、左右馬式31馬牛分配充衛府条					

・諸司の宿直…太政官式 41 宿直条

凡そ諸司は毎日番を^な作して^{とのい}宿直し、各名簿に録して弁官に進れ。

→仕組み(制度)が変化すれば、星空への意識も変化する可能性があるのでは？

おわりに

…今後の課題など。

- ・和暦年月日のグレゴリオ暦への変換。
- ・収集する史料の終わりをどこに設定するのか。
- ・古代中国との比較…今回のデータ整理から浮かび上がってきたこと。
- ・古代の星宿、星名(古名)、現代の自然科学(観測から)の知見と史料から見えることの融合。
- ・安部泰親が残した天文観測記録『安倍泰親朝臣記』(『改訂史籍集覧』24冊)との関わり。

…齊藤国治 1990年、p84(「陰陽頭・安部泰親の天文記録」)は、安部泰親が残した記事の特徴を「天文記事50例のうち時刻が記されているものがあり、時刻が寅(○引用者注:午前3~5時)の時と戌(○引用者注:午後7~9時)の時に集中しているのが目立つ。天変がこの時間帯に集中的に発生するとは思えないから、つぎのように解釈されよう」と、三点の特徴を指摘する。そのうちの第一点目にある「中世の天文官は二十四時間終始天を仰いで見張りをしていたのではなく、寅と戌の時に「定時観測」をしていたのではないか。」と述べる。

【参考文献】

- 荒木敏夫「日蝕と王権」日本歴史 私の最終講義5『日本古代の王権』敬文舎、2013年
- 井上正望「日蝕からみた諸司と天皇」『日本古代天皇の変質』塙書房、2022年、初出2019年
同 「廃務からみた神祇祭祀」前掲書、初出2019年
- 井上光貞『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会、1984年
- 奥野高広「日月食料所(研究余録)」『日本歴史』426、1983年
- 小倉慈司「延喜式」佐藤信・小口雅史編『古代史料を読む』下、同成社、2018年
同 『古代律令国家と神祇行政』同成社、2021年
- 小倉伸倉「我国古代の日月食記録(3)」『天文月報』9-4、1916年
- 大津透『古代の天皇制』岩波書店、1999年
同 『律令国家と隋唐文明』岩波新書(新赤版1827)、2020年
- 黒田日出男「こもる・つつむ・かくす」『王の身体 王の肖像』平凡社、1993年
- 齊藤国治『星の古記録』岩波書店、1982年
- 齊藤国治『古天文学の道—歴史のなかの天文現象—』原書房、1990年
- ※第五章「陰陽頭・安部泰親の天文記録」、第七章「日本古代の日食論争と日食行事」p101~119、第六章「白昼の星」p120~135
- 佐藤全敏『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、2008年
- 坂本太郎『六国史』吉川弘文館、1970年
- 笹山晴夫「平安前期の左右近衛府に関する考察」『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、

1985年、初出 1962年

鈴木拓矢「日本古代における夜蝕」『続日本紀研究』426、2021年

同 「日本古代における日蝕予報」『時間学研究』11、2020年

鈴木裕之「摂関期における左右近衛府の内裏夜行と宿直」『史学雑誌』125—6、2016年

野口孝子「『夜』化の時代--物忌参籠にみる平安貴族社会の夜」『古代文化』59—1、2007年

細井浩志「『続日本紀』の自然記事」『古代の天文異変と史書』吉川弘文館、2007年

同 『日本史を学ぶための〈古代の暦〉入門』吉川弘文館、2014年

三宅和朗『時間の古代史—霊鬼の夜、秩序の昼—』吉川弘文館、2010年

吉川真司『律令官僚制の研究』塙書房、1998年

芳之内圭「平安時代の内賢時奏」『日本古代の内裏運営機構』塙書房、2013年

渡邊誠「東アジアのなかの日本律令国家「唐風化」再考」『史学研究』308、2021年

拙稿「天皇の沐浴に見る摂関期の奉仕形態の特質」服藤早苗編『平安朝の女性と政治文化—
宮廷・生活・ジェンダー—』明石書店、2017年

【史料編】

■p18 参考史料 『権記』長保二年(1000年) 十二月十五日

十五日、戊午。今・明、物忌。「今日、弓場始」と云々。行事、忠隆。「此の日、陣に於いて草昧の定有り」と云々。此の夜、東三条院、焼亡す<月来、平中納言の三条第に御す。□□。>。左大臣の土御門第に移御す。蔵人忠隆、御使と為て院に参る。□内に参る。御前に候ず。焼亡の案内、並びに院に奉らるべき雑物の事、例有る由を申す。亦、申す、「此くのごとき時、行幸有るべきなり。縦ひ遂げ行なはれずは、必ず事の由を申さしむべきか」と。即ち大蔵卿、仰せを奉りて院に参る。「此の夜、勅計有り」と云々。寅剋、罷り出づ。又、院に参る。

或いは云はく、「月、巳時ばかり、白雲、東西の山に亘りて、二筋、月を夾む。俗諺に云はく、『歩障雲』と」と。又、云はく、「不祥雲」と云々。「大陰、後の象なり」と云々。

■p9 参考史料 『日本三代実録』卷31、元慶元年(877)四月壬申朔条

◆夏四月壬申朔。夜丑一刻。日有蝕之。虧初子三剋三分。復至寅二刻一分。皇帝不視事。百官不理務。不舉常祭。先是。中務省豫奏陰陽寮所言四月朔夜太陽虧之事。詔命明經紀傳明法等博士議日蝕在夜廢務以否。【從五位上行大學博士兼越中守善淵朝臣永貞。從五位下行助教善淵朝臣愛成。從五位下善淵朝臣廣岑。勘解由次官從五位下兼行直講小野朝臣當岑。外從五位下美努連清名等議曰。〈春秋莊公十八年穀梁傳曰。王三月。日有食之。不言日。不言朔。夜食也。何以知其夜食。曰。王者朝日。〉〈范寧注曰。王制云。天子玄冕而朝日於東門之外。故日始出而有虧傷之處。是以知其夜食也。〉〈何休曰。春秋不言月食。日者以其無形。故闕疑。夜食。何緣書乎。〉〈鄭君釋之曰。一日一夜。合爲一日。今朔日。日始出。其食有虧傷之處未復。故知。此日以夜食。夜食

則亦屬前月之晦。故穀梁子不爲疑。〉〈疏曰。天子朝日於東門之外。服玄冕。〉〈其諸侯則玉藻云。皮弁以聽朔於大廟。與天子禮異也。其禮雖異。皆早旦行事。而昨夜有食。虧傷之處尚存。故知夜食也。〉〈徐邈云。夜食則星無光。〉〈張靖策廢疾云。立八尺之木。不見其影。並與范意異。〉據此文。夜食在前月晦。則今月朔。不可廢務。故有天子朝日之禮。又記曰。〈會子問曰。諸侯旅見天子。入門不得終禮。而廢者幾。〉〈孔子曰。大廟火。日食。后之喪。雨露失容則廢。如諸侯皆在。而日食。則從天子救日。各以其方色興其兵。〉〈注曰。示奉時事有所討也。方色者。東方衣青。南方衣赤。西方衣白。北方衣黑。〉據此文。行禮之間。太陽有虧。不得卒事。中途廢止。但此間之法。有司預奏。與古禮意。頗不相同。夫薄蝕者。國家之大忌也。經典所記。不別晝夜。以此尋之。雖是夜蝕。猶合廢務。』【文章博士從五位下兼行大內記越前權介都宿祢良香議曰。〈案經傳諸史。太陽虧損。君避殿移時。百官廢務。自有明文。不煩更載。此謂晝日之食也。至于夜食虧傷之理。不見避殿廢務之義。〉〈但春秋穀梁傳。莊公十八年春王三月。日有食之。不言日。不言朔。夜食也。〉〈鄭君釋曰。一日一夜。合爲一日。今朔日。日始出。其食有虧傷之處未復。故知此日以夜食。夜食則亦屬前月之晦。〉謹案。一日一夜。合爲一日。其食有虧傷之處。然則若食及復在丑剋前食者。當屬前月以爲晦食晦日廢務。若食及復在寅剋「剋」後者。當屬來月以爲朔食。朔日廢務。且如雖食在丑剋。而虧傷之處至寅若卯。未及全復。則晦朔兩日並須廢務。古之與今。其事各異。何者。古之曆家。未知豫推日食之術。唯見虧傷。然後知食。設有夜食。不由得知。後代曆家。以術推理。豫知食否。毫毛不差。〉〈故唐開元禮云。太陽虧。有司豫奏其日。置五穀五兵於大社。皇帝不見事。百官各守本司。不理務。過時乃罷。如唐禮文。不論晝夜。有司豫奏。今豫知夜食。豈得以在夜不救之乎。早既能救之。豈得准平日舉政事乎。〉然則不問晝夜。必當廢務。』【從五位下守大判事兼行明法博士櫻井田部連貞相。正六位上行左少史兼明法博士秦公直宗等議曰。〈儀制令曰。大陽虧。有司豫奏。皇帝不視事。百官各守本司。不理務。過時乃罷。〉〈義解云。不視事者。不聞政事。過時乃罷者。假令日蝕在申者。酉時得罷。是爲過時罷也。〉〈公式令曰。京官皆開門前上。閉門後下。外官日出上。午後下。〉〈案此等文。殊舉晝時。不遑言夜。爲其依夜蝕不可廢務故也。今大陽隱去。夜漏既致臻。晝夜異名。爲政有時。而依夜蝕廢晝政。其文未明焉。〉』【問曆博士。〈日夜食之時有司豫可奏以否。〉陰陽頭從五位下兼行曆博士越前權大掾家原朝臣好。外從五位下行陰陽權助弓削連是雄等言。〈天長八年四月一日夜。日有蝕之。有司豫不奏。朝廷問其由。〉曆博士外從五位下刀岐直淨濱言。〈「陰陽寮壁書云。夜蝕不奏。故豫不奏。〉參議從三位行刑部卿兼下野守南淵朝臣弘貞仰陰陽寮云。國家急務。何待明朝。雖當夜食。不可不奏。謹案。凡日月蝕者。是陰陽虧敗之象也。故日蝕修德。月蝕修刑。經典所言。日食之可慎。不論晝夜之有別。又壁書所記不見所據。寮式亦無此文。然則天長八年以往之例。事涉疎漏。理不可然。是以頃年。夜蝕預申送中務省。行來漸久。如有成式。

〈現代語訳(意識含む)〉『日本三代実録』卷31、元慶元年(877)四月壬申朔条

元慶元年四月一日、丑の二刻に日蝕の予報があった。子三刻三分から日蝕が始まり、寅二刻一分にかけてもとに戻った。この日より先に中務省からの報告があった。中務省はあらかじめ陰陽寮から四月の朔日の夜に太陽虧があることを報告うけていた。

この日蝕予報を受け、天皇は、明経道・紀伝道・明法道の博士らに命じて、日蝕が夜にあったときには、廃務を行うか否かを議論させた。

その議論では、まず善淵永貞（従五位下で大学の博士と越中守兼任）、善淵愛成（従五位下で助教）、善淵広岑（従五位下）、小野当岑（勘解由次官で従五位下の直講）、美努清名らが結果を報告した。まず春秋穀梁伝は、「王の三月に日蝕がある例がある。この場合は、日付けも朔日であるかどうかも伝えていないことから、これは夜蝕である。だから、王は日を朝す」という。これをうけて各注釈書を調べたところ、范寧は、「王制は、天子は玄冕を着し、東門の外で日を朝す。だからこそ、日が出でる始めに太陽が欠けることがあれば、これを夜蝕というべきである」とする。何休は、「春秋は月蝕の日について論じていなければ、その具体的なあり方にも言及していない。それにもかかわらず政務をとらないことに理由があるのか。夜蝕はいったいどんな書物に由来があるのだ」とする。さらに、鄭君の釈は、「一日は一つの日と一つの夜からなる。いま朔日は、日の出る始めに食が始まり、もとに戻る。これを前提に考えると、この日は夜蝕というべきである。夜蝕は前月の晦日にあたる。だから穀梁伝には何も記していないのではないか」という。そこで、調査を進めたところ、疏は、「天子は東門の外に日を朝すとき、玄冕を着用する。そのとき諸侯は玉藻によれば、皮弁冠・皮弁服を着すと。この服装は朔を大廟に聴くときに着用する服装である。天子の礼とは異なるけれども、これらはいずれも早旦（明け方）に行う行事であるから、理にかなっている。それなのに昨夜は食があった。日が欠け始めた時刻はいったいどちらに属するのか。夜蝕であることは明かであろう」と。さらに、徐邈は、「夜蝕があったならば、星には光がないだろう」という。また張靖策廢疾は、「八尺の木材を立ててその影を見ないようにする」と。范寧の理解とは異なるけれども、先に示した文によれば、夜蝕が前月の晦日であれば、今月の朔日は廃務するに及ばない。それ故に、天子が日を朝することに礼があるのだ。また礼記がいうには、「會子が、『諸侯が天子に旅見するに門に入り礼を終えることなくして廢することは例があるのか。』と尋ねたとき、孔子は『大廟の火、日蝕、後の喪、雨が服をぬらして形を失うようなときには廢す。もし諸侯が皆そこにいたときに日蝕があった場合には、天子にしたがって日を救うには、それぞれの方位に見合った色の服を身につけるのがよい』と。その注がいうには、「時宜に見合った話題である。それぞれの方位に見合った色、すなわち方色とは、東方の衣は青、南方の衣は赤、西方の衣は白、北方の衣は黒である」とする。この文を鑑みれば、礼を行っている間に太陽が欠けるようなことがあれば、事の終了をまたずに途中にて廢止するのである。ただし、この国の法は、「有司、預め奏する」とあるけれども、これは古礼が意味するところとは異なっていることを示している。たとえば、薄蝕は国家の大意であり、国をあげて慎まなければならない。四

書五経の記すところでは、昼夜を分けずに論じている。これらの例から推し量れば、今回の日蝕が夜蝕であるとはいえ、やはり廢務にすべきであると。自分たちのこのように考える。

都良香(文章博士で従五位下の大内記越前権介)は、次のようにいう。「経伝諸史を見て考えれば、太陽が虧損するときには、君主は殿をさげ時を移すのである。百官が廢務を行うのは、明かであることから、具体的に記さないだけである。これは昼日の蝕をいうが、夜蝕の虧傷については、避殿廢務の道理があることの例を見いだせない。ただ春秋穀梁伝に、「莊公の十八年春王の三月に日蝕のことがあった。このときは、日付も記されておらず、朔日であることも記されていないが、それは夜蝕であることに理由が求められるだろう」と。また鄭君の釈は、「一日一夜を合せて一日とするのは、いま朔日に日がはじめて出て、その蝕が虧傷したままでいまだもとに戻らない状態の時をいうのであろう。したがって、この日は夜に蝕があったことを知るのである。夜蝕であるから、前月の晦日に属する」とする。この理解をさらに検討すると、一日一夜を合せて一日とし、その蝕がもどっていないから問題になるのである。要するに、もし蝕や復、すなわちもとにもどった時刻が問題となるのであれば、丑(午前 1~3 時)の刻より前に蝕があったとき、当然ことではあるけれども、前月の時刻に属しているから、晦日の蝕とし、晦日を廢務にすべきである。もし蝕と復、すなわちもとにもどった時刻が寅(午前 3~5 時)の刻よりあとであったならば、翌月に属しているから朔日の蝕であり、朔日を廢務とすべきである。あるいは、もし蝕が丑(午前 1~3 時)の刻にあり、欠けている時刻が寅(午前 3~5 時)の時刻であったとき、あるいはまた卯(午前 5~7 時)の時刻になっても全体が戻らないときには、これは晦日と朔日の両日を廢務とすべきであらう。いにしえといまと、そのことに対する理解と処置は異なっている。なんとなれば、古い時代の曆家^{れきか}は、あらかじめ日蝕を予報することが難しかった。ただ太陽が欠けているのを見て蝕があったことを知る。たとえ夜蝕があったとしても知ることはできないだろう。後の時代の曆家は、技術があり、あらかじめ蝕が起きるか否かを知ることができる。

それ故、唐の開元礼には、「太陽虧くれば、有司あらかじめその日を奏し、五穀五兵^{ごこくごへい}を大社^{だいしゃ}に置き、

皇帝事を見ず、百官^{おのおの}各本司を守りて務^{つとめ}を理^{まさ}せず、時を過^{すこ}してすなわち罷^やむ」と明文化する。

唐礼の文のような決まりは、昼夜を論ぜず、有司があらかじめ奏上することを定めている。いま現在は、あらかじめ夜蝕があることが分かるのであるから、なんの対処をしないことがあるだろうか。いまは対処できるであらう。今回は朔日であったけれども、ただ平日になぞらえて、政事をただしく行うことがよいであらう。したがって、昼夜を問わず、日蝕があったときには必ず廢務とすべきであると。

明法博士桜井田部貞定(従五位下で大判事を兼官)、同じく明法秦直宗は、さらに次のようにいう。「儀制令に『太陽虧くれば、有司あらかじめ奏し、皇帝事を視ず、百官各本司を守りて務を理めず、時を過してすなわち罷む』とある。その義解は、『帝事を視ずとは、政事を聞かざるなり。時を過してすなわち罷むとは、たとえば日蝕が申(午後 3~5 時)にあった場合に酉(午後 5~7 時)のときに罷む(※退出、退庁する)ことを得。これ時を過して罷むと為すなり』と。公式令は『京官^{けい官}は皆開門

前に^{のぼ}上りて閉門後に^{くだり}下り、外官は^{げかん}日出^{ひい}でて上り^{ごご}午後に下れ』と。これらの法律を鑑みるに、ことに昼のときの例をあげて夜のことを述べているわけではないが、それはつまり夜蝕が廃務の理由にならないからである。いま太陽が隠れ去りて、夜になってしまった。昼夜は名を異にし、政をなすには時がある。よって、夜蝕によって昼の政を廃止するには、その根拠となる「文」は明かではない」と。暦博士に夜の日蝕があるとき、所定の官司があらかじめ奏上することがあるのかどうか、確認するのがよろしかろう。

陰陽頭で従五位下の暦博士であった家原^{さとよし}郷好（越前権大掾を兼官）、陰陽権助弓削^{これお}是雄らは、つぎのようにいう。『天長八年（831）四月一日の夜、日蝕があった。所定の官司はあらかじめ奏上することがなく、朝廷からその件について問い合わせがあった。当時の暦博士で^と刀岐^{きの}浄^よ浜^{はま}がいうには、「陰陽寮の^{へきしよ}壁書には、夜蝕は奏上せずと書かれていたため、あらかじめ奏上しなかった」と。参議の南淵弘貞は、陰陽寮に対して「国家の急務のときにどうして明朝を待つのだ、夜に当たる蝕といえども、奏上しないとの理由はない」と述べた。当時の暦博士らは、これらのことから、日月の蝕は、陰陽寮の虧敗のあらわれであるから、ゆえに日蝕には徳をおさめ、月蝕には刑をおさめようとした。そして、経典のいうところは、日蝕のときに慎むべきことは、昼夜の別をいわない。また陰陽寮の壁書の記すところは、根拠がない。陰陽寮式にはこのような文はない。要するに、天長八年以降の例は、事に疎漏（手抜き）があり、道理がない。したがって、このときから、この数年のうち、夜蝕のこともあらかじめ中務省に報告し、行く時も来る時も久しく成式があるようになっていた』と。

■p14 参考史料 『日本後紀』巻 28、逸文（『日本紀略』）弘仁 11 年（820）2 月甲戌朔条
〈読み下し文〉

二月甲戌（こうじゅつ）朔（ついたち）、詔（みことり）して曰（い）わく、「云々。其れ朕、大小の諸神事（しよしんじ）、及び季冬（きとう）の諸陵（しよりょう）に奉幣（ほうべい）するときには、則（すなわ）ち帛衣（はくい）を用いん。元正（がんしょう）の朝（ちょう）を受くるときには則（すなわ）ち袞冕十二章（こんべんじゅうにしょう）を用いん。朔日（さくじつ）に朝（ちょう）を受くるとき、同じく政（せい）を聴くとき、蕃国（ばんこく）の使（つかい）を受くるとき、奉幣（ほうべい）及び大小の諸会（しよえ）には、則ち黄櫨染衣（こうろぜんのい）を用いん。皇后（こうごう）は帛衣（はくい）を以て助祭（じよさい）の服と為（な）し、口衣（こうい）、あるいは袴衣（はこい）を以て元正（がんしょう）に朝（ちょう）を受くらの服と為（な）し、鈿釵（でんさい）の礼衣（らいい）を以て大小の諸会（しよえ）の服と為（な）せ。皇太子（こうたいし）は、従祀（じゅうし）及び元正（がんしょう）の朝賀（ちょうが）に袞冕九章（こんべんきゅうしょう）を服す可（べ）し。朔望（さくぼう）の入朝（にゅうちょう）、元正に群官（ぐんかん）若しくは宮臣（きゅうしん）の賀（が）を受くるとき、及び大小の諸会（しよえ）には、黄丹衣（おうにのい）を服す可し。並びに常に服

する所は此の例に拘(かかわ)らざれ」と。

※擣衣(とうい)は、一字欠落して読めないため、正確には「口衣」となる。江戸時代の考証では「擣衣」とされるも、中国皇后の服制にならえば、「袴衣(いい、きい)」となる。平安時代の史料に基づき「袴衣」とする見解もある。「擣衣」は、絹をたたいて光沢を出した白色の衣服で、「袴衣」は青色の衣服になる。「擣衣」と「袴衣」とでは色合いと意味が異なる可能性がある。

〈現代語訳〉

弘仁11年2月1日、皆に命じて言う。「前段は省略する。ここから大事な話だからよく聞くように。これから私は、宮中で行う大きな神事にも、小さな神事にも、次の衣服を用いようと思う。この衣服は、今は亡き祖先たちの陵墓に対して毎年12月に使者を派遣する儀式にも用いようと思う。すなわち、神事に関わるような際には、我は、白い生絹で仕立てられた衣服(帛衣)を着用しようと思う。

毎年恒例の正月に拝賀の礼を受けるときには、赤い色の十二の文様が刺繍された中国皇帝由来の衣服(袞冕十二章)を用いようと思う。毎月一日(ついたち)に姿を現すとき、同じく天下の様子を聴くとき、外国から使節がやってきたとき、各神社へ使者を派遣するとき、宮中で行われる宴会には、土色の衣服で、櫛や蘇芳、紫草で染めた衣服(黄櫛染衣)を用いようと思う。

皇后には、次の衣服を用いるように定めた。祭祀に関わるような場合には、やはり白い生絹で仕立てられた衣服(帛衣)を用いるように。正月に拝賀の礼を受けるときには、別に、衣装を定める。その他、宮中で行われる大小さまざまな行事や宴会には、髪を上げ、根元を簪などで装い(鈿釵の礼衣)、礼を整えるように。

皇太子の場合は、祭祀に関わるようなときや、正月に拝賀の礼を受けるときには、中国の服制にならい九章の刺繍を施した衣服を用いるように定める。毎月一日(ついたち)と十五日に宮中に参内するようとき、東宮の居所で行われる拝賀の礼や東宮に仕える役人から拝賀の礼を受けるとき、宮中で行われる大小さまざまな行事や宴会には、律令に規定してあるオレンジ色の黄丹衣(おうにのい)を用いるようにと。

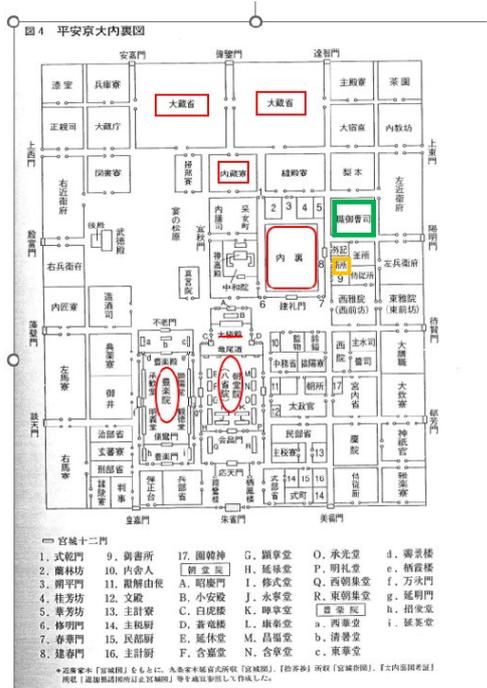
以上のように定めるが、常に着用するような衣装は、この定めが及ぶ限りではない。時と場にあわせて判断せよ。

- ※皇帝(天皇)の12の文様…井筒雅風「天皇の御装束」『繊維学会誌』51—2、1995年より
- ・上衣に①日月、②星辰、③大龍、④小龍、⑤山、⑥華蟲(=錐子(きじ)、⑦焰、⑧宗舞(そうい=虎と雌(さる、くもざる)のことらしい)の8種類。
 - ・下衣(裳)には⑨藻(も)、⑩粉米(ふんべい=米と粉類、穀物のことか)、⑪黼(ほ=(斧(おの)のこと)、⑫黻(ふつ=己れの文字が向かい合わせの意らしい)の4種類。合計12種の文様。
- p12 参考史料 『禁秘抄』下(『新校群書類従』巻第467)(次頁にスキャンした史料全文あり)

一 日月蝕
 主上當三日月曜之時。御儀殊重。日五。十四。廿三。(不經)。廿二。十七。廿六。卅五。四。不。然。年。不。輕。天子殊不。當。其。光。雖。十四。五十三。同。之。不。然。年。不。輕。天子殊不。當。其。光。雖。蝕以前以後。不。當。其。夜。光。日月惟同。以。席。裏。迴。御。殿。如。供。御。不。當。其。光。日。蝕。未。明。前。月。蝕。未。暮。前。月。不。出。前。人。々。可。參。籠。御。持。僧。或。他。僧。「ニ。テ。モ」。奉。仕。御。修。法。其。上。於。御。殿。有。御。讀。經。近代多。藥。師。經。也。不。可。說。凡。僧。等。參。上。古。可。然。僧。參。(又)不。限。藥。師。經。或。法。花。經。被。行。兼。日。大。般。若。常。事。也。上。卿。(一。人)若。弘。廂。一。行。之。有。出。居。堂。童子。引。迴。席。之。上。內。引。軟。障。外。席。所。衆。引。之。內。藏。人。引。之。近代。或。有。無。何。御。遊。昔。不。然。嘉。保。或。記。日。蝕。止。音。奏。雨。下。稱。音。奏。又。曰。九。日。月。蝕。月。內。猶。不。聞。食。音。奏。在。三。字。治。左。又。止。三。行。幸。警。蹕。近代。無。此。儀。可。尋。雨。下。時。結。願。御。讀。經。撤。迴。席。但。不。上。御。簾。「惣」殊。可。有。御。慎。事。也

一 雷鳴
 上古。上。卿。召。兵。衛。佐。令。候。御。前。諸。衛。警。固。次。諸。陣。見。參。令。給。祿。近代。不。及。如。然。之。儀。雷。鳴。又。送。年。疎。近代。藏。人。持。瀧。口。弓。候。御。緣。若。瀧。口。少。々。召。御。壺。令。鳴。弦。御。持。僧。參。會。(之)時。令。念。誦。其。外。無。別。事。

■参考 平安京大内裏図(集英社『訳注日本史料 延喜式』中より転載)。
 ※色囲みは報告で触れたもの、もしくは報告引用史料に見えるもの。



『大日本史料』I編之5

二十八日、明年ノ朝賀ヲ廢シ、尋テ、日食廢務ノ制ヲ定ム、
 (貞信公記抄) 正月廿八日壬寅、左大辨合勅來也爲定曆家論、
 十二月廿二日、召曆博士等於陣頭令論日食事弘範所申、只依先儒之莫無有
 正文、仍隨宗公所申、
 廿八日、依宗公申、有夜尅日食不可廢務之狀、明經紀博士勸申了、仍仰中務省
 又了召諸儒等於陣勸申、

西宮記日十二 〇前時已本事、真公御記云、延喜十八年十二月廿八日、依
 曆博士宗公申、夜刻日食不可廢務之狀云々、仍仰中務省又了召諸儒於陣頭
 令申、
 延喜十八年十二月廿九日、宣旨右大臣實率勸曆博士葛木直宗公勸申云、夜
 日食時不可廢務者、仍令紀傳明經諸儒等勸申、皆亦同宗公所申、仍須自今以
 後、夜有日食時、不可廢務者、

(扶桑略記)二 〇天皇下、十二月廿二日、右大臣召曆博士等、令勸申明年正
 月一日日食、可廢務否之由、
 廿八日、博士等、令勸申同日食、可廢務否、由博士等申云、依宗公申、夜食不可廢
 務之由、定申、又召外記、仰云、正朝拜者、
 〇正月二十八日、曆家ノ論ヲ定ムルコト、便宜合彼ス、

延喜十八年十二月二十八日

八七

延喜十九年己卯

正月庚午 朔庚午
 一日、庚午節會日食ニ依リテ、朝賀ヲ停ム、
 (西宮記) 正月上、延喜十九年正月一日御記云々、中務唱見奏、唱見者列立、
夜連例、
 (扶桑略記) 二 〇天皇下、正月一日、庚午、無朝賀天皇御南殿、
 (百練抄) 二 〇藤原院、應保二年正月一日、日食、
 正月朔、略、中、同十九、略、下